

○栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則施行規程

平成26年5月13日

公平委員会告示第1号

改正 平成28年2月10日公平委告示第1号

(題名改称)

令和3年4月27日公平委告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（平成26年栃木市公平委員会規則第2号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28公平委告示1・一部改正)

(代理人の選任又は解任の届出書)

第2条 規則第3条第3項の規定による届出は、代理人選任届出書（別記様式第1号）又は代理人解任届出書（別記様式第2号）によるものとする。

(審査請求書)

第3条 規則第5条第1項の規定による審査請求は、審査請求書（別記様式第3号）によるものとする。

(平28公平委告示1・一部改正)

(審査請求書記載事項変更届出書)

第4条 規則第5条第4項の規定による審査請求書の記載事項の変更は、審査請求書記載事項変更届出書（別記様式第4号）によるものとする。

(平28公平委告示1・一部改正)

(審査請求書不備補正要求書及び同補正書)

第5条 規則第6条第2項の規定による審査請求書の補正を命ずるときは、審査請求書不備補正要求書（別記様式第5号）によるものとする。

2 規則第6条第2項の規定により、審査請求書の補正を命じられた審査請求人（規則第2条第1項に規定する審査請求人をいう。）が当該審査請求書の補正を申し出るときは、審査請求書不備補正書（別記様式第6号）によるものとする。

(平28公平委告示1・一部改正)

(審査請求の受理又は却下通知書)

第6条 規則第6条第4項の規定による審査請求人に対する審査請求の受理又は却下の通知は、審査請求受理通知書（別記様式第7号）又は審査請求却下通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(平28公平委告示1・一部改正)

(審査の併合及び分離の通知書)

第7条 規則第7条第2項の規定による審査の併合又は分離についての通知は、併合（分離）審査通知書（別記様式第9号）によるものとする。

2 規則第7条の2第2項の規定により、審査の併合に係る審査請求人の代表者を選任し、又は解任したときの届出は、代表者選任（解任）届出書（別記様式第10号）によるものとする。

（平28公平委告示1・一部改正）

（証拠、答弁書等）

第8条 規則第8条第1項の規定により、公平委員会が審査請求人に証拠の提出を求め、又は処分者に答弁書及び証拠の提出を求めるときは、証拠提出要求書（別記様式第11号）又は答弁書提出要求書（別記様式第12号）によるものとする。

2 規則第8条第2項の規定により、公平委員会が審査請求人に反論書の提出を求めるときは、反論書提出要求書（別記様式第13号）によるものとする。

3 規則第8条第1項及び第2項の規定による答弁書及び反論書は、答弁書（別記様式第14号）及び反論書（別記様式第15号）によるものとする。

4 規則第8条第7項の規定により、当事者が挙証のため公平委員会に対して証人の喚問又は証拠調べを求めるときは、証拠（証人）調申出書（別記様式第16号）によるものとする。

5 規則第8条第8項の規定による証人の呼出しは、証人呼出状（別記様式第17号）によるものとする。

6 規則第8条第9項の規定による証人の宣誓は、宣誓書（別記様式第18号）を証人に朗読させた後、これに署名させるものとする。

7 規則第8条第10項の規定による口述書の提出は、口述書（別記様式第19号）によるものとする。

8 規則第8条第12項の規定による書証の提出を求めるときは、書証提出要求書（別記様式第20号）によるものとする。

（平28公平委告示1・令3公平委告示1・一部改正）

（口頭審理の公開揭示）

第9条 公平委員会は、口頭審理を公開して行うときは、別記様式第21号に定めるところにより公告するものとする。

（口頭審理通知書）

第10条 規則第9条第1項の規定による口頭審理を行う場合の通知は、口頭審理通知書（別記様式第22号）によるものとする。

（口頭審理についての準用）

第11条 第8条第4項から第8項までの規定は、口頭審理について準用する。

（審査請求取下申出書）

第12条 規則第10条第2項の規定による審査請求の取下げは、審査請求取下申出書（別記様式第23号）によるものとする。

（平28公平委告示1・一部改正）

（審査打切通知書）

第13条 規則第11条の規定により審査を打ち切るときは、審査請求審査打切通知書（別記様式第24号）により通知するものとする。

（平28公平委告示1・一部改正）

（裁決書）

第14条 規則第12条第1項の規定による裁決書の作成は、裁決書（別記様式第25号）によるものとする。

2 規則第12条第3項の規定による通知は、審査請求裁決通知書（別記様式第26号）によるものとする。

（平28公平委告示1・一部改正）

（指示書）

第15条 規則第13条の規定による処分是正の指示は、是正措置指示書（別記様式第27号）によるものとする。

（再審請求書）

第16条 規則第14条第3項の規定による再審の請求は、再審請求書（別記様式第28号）によるものとする。

（再審請求の受理又は却下通知書）

第17条 規則第15条第2項の規定による再審の受理又は却下の通知は、再審請求受理通知書（別記様式第29号）又は再審請求却下通知書（別記様式第30号）によるものとする。

（再審手続きについての準用）

第18条 第7条、第8条及び第12条から第15条までの規定は、再審の手続きについて準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年公平委告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年公平委告示第1号）

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

処分者

氏名

年（審）第 号事案について、次の者を代理人に選任したので届け出ます。

ふりがな 氏 名	
職名又は職業	
住 所	(電話番号)
代理権の範囲	審査請求に関する一切の権限 を委任する。 文書の送付を受ける権限

(注) 1 代理人に文書の送付を受ける権限を委任しないときは、「文書の送付を受ける権限」の文言を抹消すること。

2 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務場所を記入すること。

別記様式第2号（第2条関係）

代理人解任届出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

処分者

氏名

年（審）第 号事案について、次の者を代理人から解任したので  
届け出ます。

氏名	
職名又は職業	
住所	(電話番号)
解任年月日	

（注） 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務場所を記入すること。

別記様式第3号（第3条関係）

審査請求書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり不利益な処分についての審査請求をします。

処分を受けた者の氏名、 住所及び生年月日	ふりがな 氏 名 住 所 生年月日
処分を受けた当時の職名 及び所属	
処分を行った者の職及び 氏名	
処分の内容	
処分を受けた年月日	年 月 日
処分があったことを知っ た年月日	年 月 日
処分に対する不服の理由 （記入欄が不足する場合 は別紙に記載すること。）	
処分説明書が交付されな かったときは、その経緯	
審理方法に対する請求 （公開口頭審理、非公開 口頭審理及び書面審理の 別）	

（注）1 正副各1通を提出すること。

2 懲戒処分書及び処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。

3 前項に規定するもののほか、必要な資料を添付することができる。

別記様式第4号（第4条関係）

審査請求書記載事項変更届出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

氏名

年（審）第 号事案について、審査請求書の記載事項に次のとおり変更を生じたので届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日 及 び 理 由

別記様式第5号（第5条関係）

審査請求書不備補正要求書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年 月 日付けで審査請求のありました事案について、審査請求書を調査した結果、次のとおり不備の点がありますので、このことについての補正書を 年 月 日までに本委員会に到着するよう提出してください。

なお、期日までに補正書の提出がないときは、この審査請求を却下することになります。

不備事項

別記様式第6号（第5条関係）

審査請求書不備補正書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

氏名

年 月 日付けで審査請求を行った事案について、審査請求書に関する公平委員会の補正要求を受領したので、次のとおり補正します。

審査請求受理通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年 月 日付けでなされた不利益処分に関する審査請求については、次のとおり受理しましたので、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第6条第4項の規定により通知します。

また、処分者に対しては、審査請求の受理とともに答弁書提出依頼の通知をいたしましたので、その写しを送付します。

なお、審議の過程で、当該審査請求が受理の要件を満たさないことが判明した場合は、却下とすることがあります。

1 審査請求人

2 処分者

3 受理年月日 年 月 日

4 事案の表示 年（審）第 号事案

5 審理方法

別記様式第8号（第6条関係）

審査請求却下通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年 月 日付けでなされた不利益処分に関する審査請求については、次の理由により却下することと決定したので通知します。

なお、この決定に対する取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市（栃木市公平委員会が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第9号（第7条関係）

併合（分離）審査通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案及び 年（審）第 号事案について、併合（分離）して審査を行うこととしましたので、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

別記様式第10号（第7条関係）

代表者選任（解任）届出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

氏名

年（審）第 号事案及び 年（審）第 号事案について、次の者を代表者に選任（代表者から解任）したので届け出ます。

1 ふりがな  
氏 名

2 解任した場合の解任年月日

年 月 日

（注）1 代理人によって届出をする場合には、「審査請求人の氏名」欄に代理人の氏名を記載すること。

2 解任の場合、併合された審査請求に係る審査請求人の連名により届け出ることができる。

別記様式第 1 1 号（第 8 条関係）

証拠提出要求書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案について、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 8 条第 1 項の規定により、証拠の提出を求めますので、年 月 日までに自己の主張を裏付ける書証等正副各 1 通を本委員会に提出してください。

別記様式第 1 2 号（第 8 条関係）

答弁書提出要求書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年 月 日付けで、(審査請求人) からなされた不利益処分に関する審査請求について、次のとおり受理しましたので、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 6 条第 4 項の規定により、審査請求書の副本を添えて通知します。

については、規則第 8 条第 1 項の規定により、答弁書の提出を求めますので、次の注意事項に留意の上、処分の理由に関する具体的な説明及び審査請求人の主張に対する認否等を記載した答弁書正副各 1 通並びに自己の主張を裏付ける書証等正副各 1 通を 年 月 日までに本委員会に提出してください。

また、この事案の審査手続に関する代理人を選任する場合には、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 3 条第 3 項の規定により本委員会に代理人の選任の届出をしてください。

- 1 審査請求人
- 2 処分者
- 3 受理年月日 年 月 日
- 4 事案の表示 年(審)第 号事案
- 5 審理方法

(注意事項)

- 1 答弁書には、当該処分に当たり適用した法律、条例、規則等の根拠条文を明示するとともに、当該法律、条例、規則等及び処分に至る手続きを証する書類等を書証で提出すること。
- 2 答弁書には、当該処分の根拠となる法律、条例、規則等を適用した具体的な事実を明示すること。
- 3 答弁書作成に当たっては、事実と評価は異なること(「〇〇〇の評価をしたという事実」と「その評価の対象となった事実」とは異なること)に十分留意すること。
- 4 書証の提出に当たっては、証拠(証人)調申出書(別記様式第 1 6 号)とともに提出することとし、書証番号(「乙 1 号証」から始まる一連の番号)を書証の右上に表示すること。
- 5 書証を提出した場合には、主張との関連を明白にするため、当該主張を裏付ける書証の号証を答弁書の主張ごとにその末尾に括弧書きで記載すること。

別記様式第 1 3 号（第 8 条関係）

反論書提出要求書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案について、処分者から 年 月 日  
付け答弁書の提出がありましたので、同書の副本を送付します。

また、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 8 条  
第 2 項の規定により反論書の提出を求めますので、処分者の主張に対する  
審査請求人の認否等を記載した反論書正副各 1 通及び自己の主張を裏付け  
る書証等正副各 1 通を 年 月 日までに本委員会に提出して  
ください。

別記様式第14号（第8条関係）

答 弁 書

審査請求人

処 分 者

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

処分者又はその代理人

氏名

年（審）第 号事案について、次のとおり答弁します。

別記様式第15号（第8条関係）

反 論 書

審査請求人

処 分 者

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人又はその代理人

氏名

年（審）第 号事案について、次のとおり反論します。

別記様式第16号（第8条関係）

証拠（証人）調申出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人  
処分者  
氏名

年（審）第 号事案について、次のとおり証拠（証人）調べを申し出ます。

記号番号	文書の表示	文書の作成者	証明すべき事項及び書証との関係

ふりがな 証人の氏名	
証人の住所	
証人の職名又は職業	
証明すべき事項及び これと証人の関係	
尋問事項の要領	
尋問時間	
呼出しの要否（どちら かを抹消のこと）	証人の呼出しを求める。 証人を同行する。

（注）1 「記号番号」欄は、審査請求人が提出する場合は「甲第○号証」と、処分者が提出する場合は「乙第○号証」と表記して、通し番号で記載すること。

2 「文書の表示」欄は、文書の名称を記載することとし、名称がない場合は文書の特定ができる内容を記載すること。

3 各欄は、具体的に記載すること。

別記様式第 17 号（第 8 条関係）

証人呼出状

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案の審査について、地方公務員法第 8 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり証人として陳述を求めますので出頭してください。

なお、正当な理由なくして出頭しなかった場合は、地方公務員法第 6 1 条第 1 号に該当し、罰則の対象となります。

1 陳述を求めようとする事項

2 出頭日時 年 月 日 時 分

3 出頭場所

4 その他

別記様式第18号（第8条関係）

宣 誓 書

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えず、偽りを述べないことを誓います。

年 月 日

氏名

別記様式第19号（第8条関係）

口 述 書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

証 人

住 所

氏 名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

職 業

年 月 日付け 第 号で 年（審）第 号

事案に係る口述書の提出を求められた証言事項について、宣誓書（栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則施行規程別記様式第18号）を添付の上、次のとおり証言します。

証言事項	証言内容

別記様式第20号（第8条関係）

書証提出要求書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案の審査について、栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第8条第12項の規定により、次のとおり書証又はその写しの提出を求めます。

なお、正当な理由がなくて提出しなかった場合は、地方公務員法第61条第1号に該当し、罰則の対象となります。

1 提出すべき書証又はその写し

2 提出日時

3 提出場所

別記様式第 2 1 号（第 9 条関係）

栃木市公平委員会告示第 号

地方公務員法第 5 0 条の規定に基づく口頭審理の開催日程は、次のとおりである。

年 月 日

栃木市公平委員会

委員長



審理公告

年（審）第 号事案にかかる第 回口頭審理

日時 年 月 日 時 分から

場所

傍聴券の交付は、 において先着 名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は 時 分からとします。

別記様式第 2 2 号（第 1 0 条関係）

口頭審理通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案について次のとおり口頭審理を行います。

日時 年 月 日 時 分から

場所

別記様式第23号（第12条関係）

審査請求取下申出書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

審査請求人

氏名

年（審）第 号事案の審査請求を取り下げます。

別記様式第24号（第13条関係）

審査請求審査打切通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案については、次のとおりその審査を打ち  
切りましたので通知します。

1 審査打切年月日 年 月 日

2 審査打切事由

3 審査打切りに伴う措置

別記様式第25号（第14条関係）

裁 決 書

審査請求人

審査請求人代理人

処分者

処分者代理人

栃木市公平委員会は、上記審査請求人から 年 月 日付け  
で提出された不利益処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

事実及び争点

理由

年 月 日

栃木市公平委員会

印

別記様式第26号（第14条関係）

審査請求裁決通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案について、審査の結果別紙裁決書のとおり裁決したので通知します。

なお、次の事項に該当する場合は、裁決のあった日の翌日から起算して3月以内に再審の請求をすることができます。

- 1 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- 2 事案の審査の際提出されなかった新たな、かつ、重大な証拠が発見された場合
- 3 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められる場合

別記様式第 27 号（第 15 条関係）

是正措置指示書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



本委員会は、 年（審）第 号事案に関する裁決に伴い、地方公務員法第 50 条第 3 項及び栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 13 条の規定により次のとおり是正すべきことを指示します。

別記様式第 28 号（第 16 条関係）

再審請求書

年 月 日

（宛先）栃木市公平委員会

再審請求人

栃木市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第 14 条の規定により、次のとおり再審の請求をします。

再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日	ふりがな 氏 名 住 所 生年月日
裁決のあった事案の表示	
裁決の内容（主文）	
裁決の年月日	年 月 日
裁決があったことを知った年月日（裁決書の送付を受けた日）	年 月 日
再審を請求する事由 （規則第 14 条第 1 項各号のいずれに該当するのか明示し、具体的かつ詳細に記載すること。なお記入欄が不足する場合は別紙に記載すること。）	

注 1 正副各 1 通を提出すること

2 処分者が再審を請求する場合は、「再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日」欄は記入しないこと。

3 再審を請求する事由があることを明らかにする資料を添付すること。

別記様式第29号（第17条関係）

再審請求受理通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案の裁決に対する再審の請求については、  
次のとおり受理しましたので、栃木市職員の不利益処分についての審査請  
求に関する規則第15条第2項の規定により通知します。

- 1 再審請求人
- 2 受理年月日 年 月 日
- 3 事案の表示 年（審）第 号事案

別記様式第30号（第17条関係）

再審請求却下通知書

年 月 日

様

栃木市公平委員会



年（審）第 号事案の裁決に対する再審の請求については、  
次の理由により却下することと決定したので通知します。